

## 1. 豊島区環境基本条例

平成20年3月24日

条例第20号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

私たちが先人から受け継いだ快適で恵み豊かな豊島区、そして地球環境は、未来に生きる区民とも分かち合う貴重な財産です。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

平成27年(2015年)には国際連合総会において持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、環境・経済・社会の持続可能性が連環し、危機的な地球環境を変革する対策が求められています。

このような中、豊島区は、令和32年(2050年)までに脱炭素社会を実現するため、令和3年に、ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減、さらには温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。
- (5) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。

- (6) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）で事業活動（公益的な活動を含む。以下同じ。）を行う団体又は個人をいう。
- (7) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

#### （基本理念）

- 第3条 環境の保全は、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全は、区、事業者及び区民が自らの課題として捉え、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。
- 4 区における令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現に向けた取組は、区、事業者及び区民が協働して行わなければならない。

#### （区の責務）

- 第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (1) 地球温暖化の防止に関すること。
  - (2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。
  - (3) 公害の防止に関すること。
  - (4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。
  - (5) 緑の保護及び育成に関すること。
  - (6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。
  - (7) 地域環境の美化に関すること。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関すること。
- 2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、率先して、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 区は、事業者及び区民による環境の保全に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

#### （事業者の責務）

- 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、地域における環境の保全に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### （区民の責務）

- 第6条 区民は、日常生活において資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害の防止に努めなければならない。
- 2 区民は、地域における環境の保全に関する活動に取り組むよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(一時的滞在者の責務)

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区、事業者及び区民の連携・協働)

第8条 区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。

2 区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の総合調整等)

第10条 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策への意見の反映)

第12条 区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

（環境教育・学習）

第15条 区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（環境活動の支援）

第16条 区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境に関する調査）

第17条 区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的滞在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

（環境の監視及び測定）

第18条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

（国及び東京都その他の地方公共団体との協力）

第19条 区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

（環境審議会）

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員25人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月22日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2. 計画策定の経緯

### 1) 豊島区環境審議会

#### ① 豊島区環境審議会委員名簿

|                                      | 氏 名     | 役職名                             | 備考                        |
|--------------------------------------|---------|---------------------------------|---------------------------|
| 学<br>歴<br>経<br>験<br>者                | ◎ 蟹江 憲史 | 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授         |                           |
|                                      | ○ 関 礼子  | 立教大学 社会学部 教授                    |                           |
|                                      | 岡山 朋子   | 大正大学 地域創生学部 教授                  |                           |
|                                      | 工藤 泰子   | 一般財団法人 日本気象協会                   | 令和6年3月2日まで                |
|                                      | 白川 泰樹   | 一般財団法人 日本気象協会<br>環境・エネルギー事業部 参与 | 令和6年3月18日から<br>令和6年9月6日まで |
|                                      | 高橋 正弘   | 大正大学 地域創生学部 教授                  |                           |
|                                      | 村山 顕人   | 東京大学 大学院工学系研究科 教授               |                           |
|                                      | 柳井 重人   | 千葉大学 大学院園芸学研究院 教授               |                           |
| 事<br>業<br>者<br>・<br>関<br>連<br>団<br>体 | 生田 茂    | 東京商工会議所豊島支部 サービス分科会 副分科会長       |                           |
|                                      | 伊藤 あすか  | 東京ガス株式会社 東京東支店長                 |                           |
|                                      | 大嶋 聡    | 西武造園株式会社 取締役社長                  |                           |
|                                      | 重田 軍司   | 豊島区町会連合会 副会長                    | 令和6年3月2日まで                |
|                                      | 柿原 清    | 豊島区町会連合会 副会長                    | 令和6年3月18日から               |
|                                      | 塩田 明央   | 株式会社サンシャインシティ 総務部 マネージャー        |                           |
|                                      | 島沢 明史   | 池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役専務取締役          |                           |
|                                      | 深澤 浩一   | 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社 大塚支社長       |                           |
| 区<br>民                               | 岡村 弘孝   | 公募区民                            | 令和6年3月18日から               |
|                                      | 柿原 歌子   | 公募区民                            | 令和6年3月2日まで                |
|                                      | 小堀 大藏   | 公募区民                            |                           |
|                                      | 柴垣 敬子   | 公募区民                            | 令和6年3月2日まで                |
|                                      | 高橋 かずみ  | 公募区民                            | 令和6年3月18日から               |
|                                      | 水埜 多喜子  | 公募区民                            |                           |
|                                      | 村上 政美   | 公募区民                            |                           |
| 区<br>職<br>員                          | 岡田 英男   | 豊島区環境清掃部長                       |                           |
|                                      | 近藤 正仁   | 豊島区都市整備部長                       |                           |

凡例:◎会長 ○副会長

(順不同 敬称略)

※第5期任期(令和4年3月3日～令和6年3月2日) 第6期任期(令和6年3月18日～)



## ② 豊島区環境審議会規則

平成 20 年 3 月 27 日

規則第 30 号

改正

平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区環境基本条例（平成 20 年豊島区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 20 条第 4 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9 人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9 人以内
- (3) 区民 5 人以内
- (4) 区職員 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第 8 条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第 9 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第 10 条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平 24 規則 64・一部改正)

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平 24 規則 64・平 27 規則 25・一部改正)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 2) 環境審議会における審議経過

| 開催日  |       | 主な議題                                          |
|------|-------|-----------------------------------------------|
| 令和5年 | 9月4日  | 諮問<br>現行計画の振り返り・見直しの趣旨・進め方について<br>意識調査の実施について |
| 令和6年 | 3月18日 | 意識調査の結果<br>計画見直しにおける骨子案<br>高校生による施策提案         |
|      | 5月16日 | 施策案、指標案について                                   |
|      | 7月30日 | 施策案、指標案について<br>現基本計画の進捗状況について<br>素案について       |
|      | 9月4日  | 施策案、指標案について<br>素案について                         |
|      | 11月7日 | 施策案、指標案について<br>素案について                         |
| 令和7年 | 2月7日  | 答申                                            |

### 3. 環境に関する区民の意識

#### 1) 環境に関する意識調査

本計画の改定に向けて、区民・事業者を対象に、今後の区の望ましい環境像などに対する意識動向を把握することを目的に、意識調査を令和5(2023)年度実施しました。いただいたご意見を元に、本編に「区民の声マーク✿」を表示しています。

#### 結果(抜粋)

##### 居住地区の環境に対する満足度及び重要度

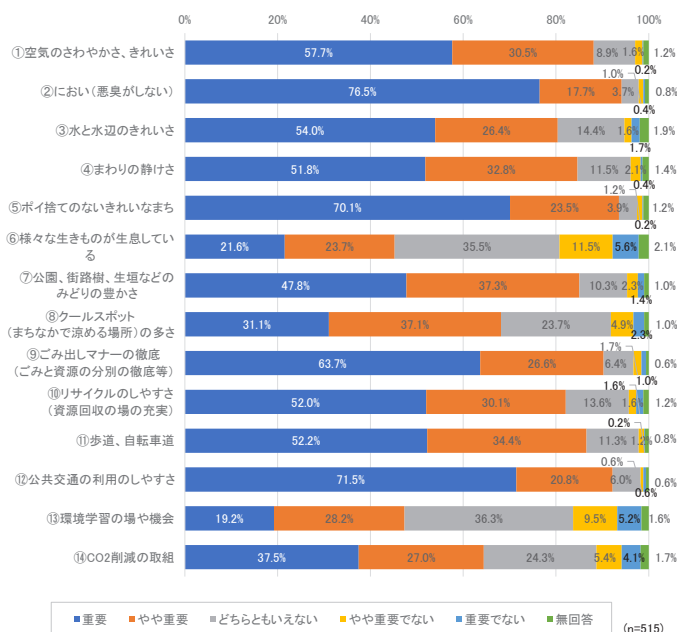
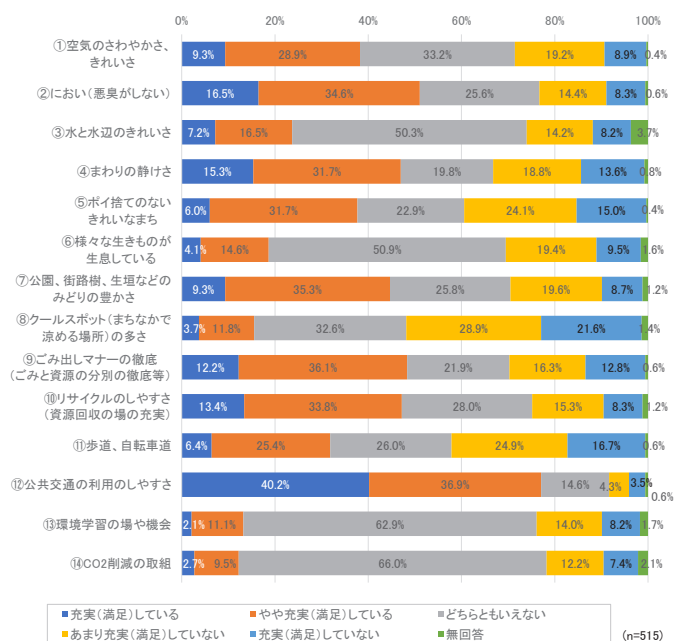
(質問)あなたは、お住まいの地区の環境をどのように感じていますか。

##### ●「充実度(満足度)」について

- ◎「充実(満足)している」と「やや充実(満足)している」の合計の割合では、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が77.1%と最も高く、次いで「②におい(悪臭がしない)」が51.1%、「⑨ごみ出しマナーの徹底(ごみと資源の分別の徹底等)」が48.3%となっています。
- ◎「充実(満足)していない」と「あまり充実(満足)していない」の合計の割合では、「⑧クールスポット(まちなかで涼める場所)の多さ」が50.5%と最も高く、次いで「⑪歩道、自転車道」が41.6%となっています。

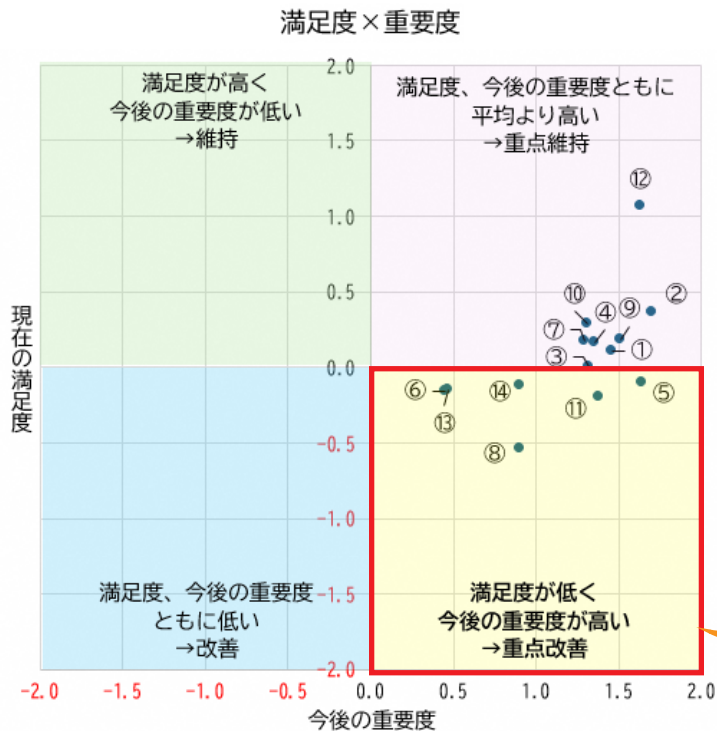
##### ●「重要度」について

- ◎「重要」と「やや重要」の合計の割合では、「②におい(悪臭がしない)」が94.2%と最も高く、次いで「⑤ポイ捨てのないきれいなまち」が93.6%、「⑫公共交通の利用のしやすさ」が92.2%となっています。
- ◎「重要でない」と「あまり重要でない」の合計の割合では全体的に低いが、「⑥様々な生きものが生息している」が17.1%と最も高く、次いで「⑬環境学習の場や機会」が14.8%となっています。





➡ 重点的に改善していくべき項目は、区民の“満足度が低く、今後の重要度が高い”もの



重点改善項目として以下に取り組む必要があります

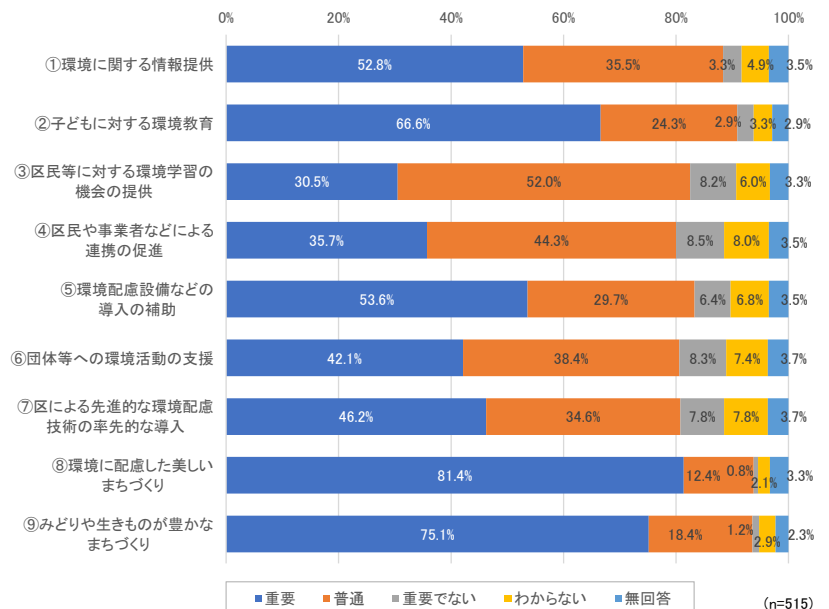
- ポイ捨てのないきれいなまち
- 歩道、自転車道
- クールスポット  
(まちなかで涼める場所)の多さ
- CO<sub>2</sub>削減の取組
- 様々な生きものが生息している
- 環境学習の場や機会

※算出にあたり、満足度は「充実(満足)している」を2点、「やや充実(満足)している」を1点、「どちらともいえない」を0点、「あまり充実(満足)していない」を-1点、「充実(満足)していない」を-2点としました。

## 環境基本計画で取り組むべき施策の重要度

(質問) 区が環境基本計画を推進するうえで取り組む施策に関する重要度について回答してください。

◎「重要」の割合が最も高いのは、『⑧環境に配慮した美しいまちづくり』の81.4%、次いで『⑨みどりや生きものが豊かなまちづくり』の75.1%、『②子どもに対する環境教育』66.6%となりました。



重要項目として以下に取り組む必要があります

- 環境に配慮した美しいまちづくり
- みどりや生きものが豊かなまちづくり
- 子どもに対する環境教育

## 2) 子ども・若者の声

20年後、30年後子ども・若者が社会を担うことを見据えて、子ども・若者の声を重視することを目的に様々な方法でご意見をいただきました。集まった意見を元に、本編に「子ども・若者の声マーク🌱」を表示しています。

### ● 高校生アンケート

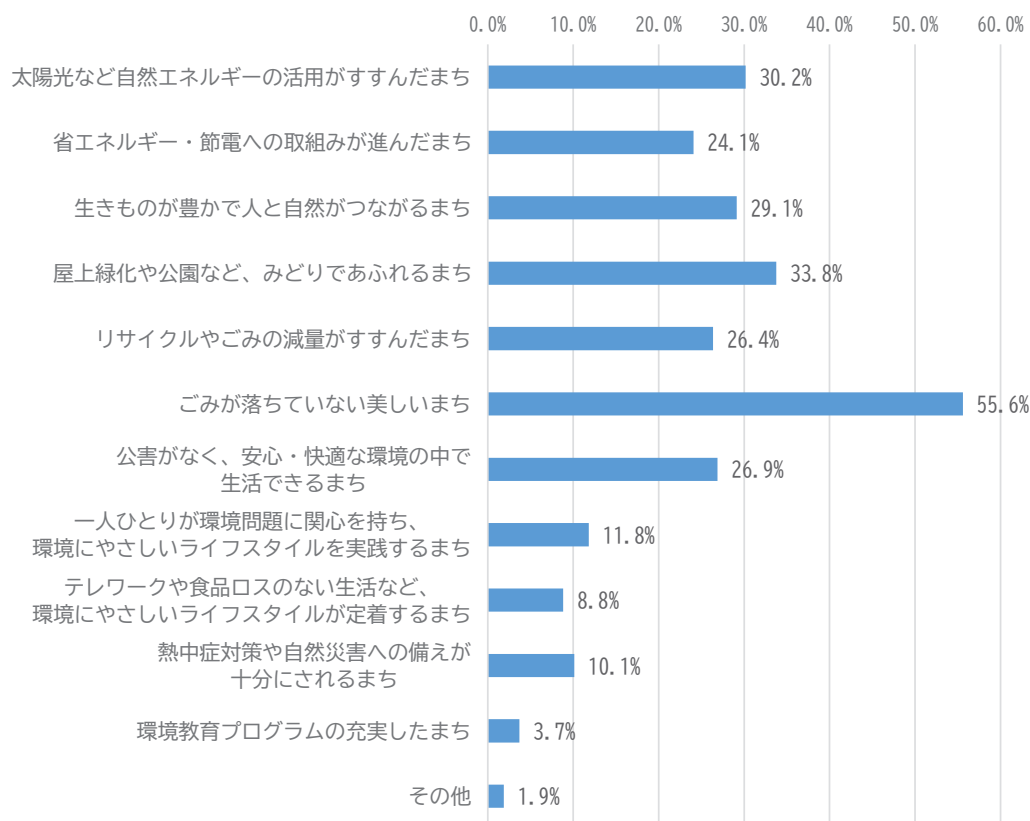
環境基本計画の改定に向けて、若い世代の環境に対する意識・意向等を把握するため、区内在学の高校生を対象としたアンケート調査を実施しました。

## 結果(抜粋)

### 豊島区の目指すべき将来像

(質問) 環境をより良くしていくために、豊島区が将来どのようなまちになって欲しいか教えてください。

最も多いのが「ごみが落ちていない美しいまち」で55.6%、次いで「屋上緑化や公園など、みどりであふれるまち」が33.8%、「太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまち」が30.2%、「その他」として「綺麗で安全なまち」、「路上喫煙が存在しないまち」などの回答がありました。



重要項目として以下に取り組む必要があります

- ごみが落ちていない美しいまちづくり
- 屋上緑化や公園など、みどりであふれるまちづくり
- 太陽光など自然エネルギーの活用がすすんだまちづくり

## ● ワークショップ

### 環境に関する未来としまミーティング

区長と参加者が対話を行うことにより、区政に対する関心や理解を深めるとともに、各種計画の策定に、これからの未来を担う学生など若い世代の参加者からの意見や視点を反映させていくことを目的として開催しました。

#### 【日程】

令和6(2024)年7月24日(水)

参加者:区内高校生・大学生(22名)

としまクリーンサポーター(10名)

#### 【テーマ】

- ①地球温暖化(気候変動・脱炭素)
- ②まちの美化(生活環境保全)
- ③ごみ・リサイクル(循環型社会)



未来としまミーティング

#### 【主な意見】

- ・環境を良くする活動を「見える化」してもらえると、自分事にしやすい
- ・環境問題を若い世代へと引き継ぐことができるような環境教育が大事
- ・田植え体験など、自然に対して自分の体を動かしながら参加できるようなイベントがあるといいと思った。「体験」がキーワード
- ・資源の有効活用含めて、環境への興味を持ってもらうことが大事

以下が課題となります

- 若い世代への環境教育の重要性
- 環境問題に興味を持たない層へのアプローチ
- 「見える化」や「体験」などを通じて、環境問題を自分事として捉えやすくする仕組みづくり

## ● 小・中学生からの声

### 「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」

区内中学校に訪問し、環境に関する意見交換会を行ったほか、区立小学校で行う環境教育支援プログラムで環境に関するアンケートを実施しました。

「地球の環境を良くするために、豊島区がしたほうよいこと」の各分野での回答上位は、以下となりました。

- 節電や省エネルギーを進める
- みどりを増やす
- ごみをリサイクルする
- ごみをひろって、まちをきれいにする
- 環境の授業やイベント

➡ 小・中学生(子どもたち)の声を、着実に進めていきます。

3) 区民が選んだ重点施策

2024としまエコライフフェアにおいて、「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」と題して、力を入れるべきと思う環境施策への投票を呼びかけました。

実施概要

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 調査項目 | 「あなたが選ぶ、豊島区の環境施策」           |
| (2) 調査方法 | イベントアンケート内にて投票              |
| (3) 実施日  | 2024年10月6日(日)               |
| (4) 対象   | 環境イベント(2024としまエコライフフェア)の来場者 |
| (5) 回答者数 | 290人                        |

地球温暖化・気候変動対策

- 再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進
- 環境にやさしい(配慮した)行動の実践
- 脱炭素まちづくり(交通環境整備、建築物の環境配慮など)
- 熱中症予防やヒートアイランド対策
- 自然災害への備えの強化

自然との共生

- 生物多様性の保全(自然環境の保全・創出・参加の場提供など)
- みどりの保全・創出(空間の緑化、身近なみどりの育成など)
- 人と自然のつながりを深めるまちづくり(みどりのネットワーク化、地域参加など)

あなたが選ぶ、豊島区の環境施策

環境に関する区の計画等にみなさんの声を反映していくため、みなさんが力を入れるべきと思う環境に関する取り組みの番号に○をお願いします！  
(○はいくつでも可能です)

資源の循環

- リデュース・リユースの推進(食品ロス削減など)
- 質の高いリサイクルの実現(資源化の推進、プラスチック資源回収など)
- 適正なごみ処理の推進(適正な分別・排出の徹底や災害廃棄物対策など)

快適な環境

- 健康・快適な環境の保全(大気汚染などの公害対策など)
- 美しいまちづくり推進(路上喫煙・ポイ捨て防止、受動喫煙対策、清掃・美化活動など)

その他

- 区施設の二酸化炭素排出量削減や区職員の意識・行動改革
- 環境に関する普及啓発や環境教育の推進
- 環境活動を行う人材の育成及び環境活動の拡大
- 環境に関する連携・協働(区民・事業者・行政、自治体間の連携・協働など)

投票結果

|     |                                                                    |
|-----|--------------------------------------------------------------------|
| 【問】 | 環境に関する区の計画等にみなさんの声を反映していくため、みなさんが力を入れるべきと思う環境に関する取り組みの番号に○をお願いします。 |
|-----|--------------------------------------------------------------------|

| 部 門             | 施 策                                         | 投票数   |
|-----------------|---------------------------------------------|-------|
| 1. 地球温暖化・気候変動対策 | 1. 再生可能エネルギー導入や省エネルギー化の推進                   | 30 票  |
|                 | 2. 環境にやさしい(配慮した)行動の実践                       | 37 票  |
|                 | 3. 脱炭素まちづくり(交通環境整備、建築物の環境配慮など)              | 22 票  |
|                 | 4. 熱中症予防やヒートアイランド対策                         | 28 票  |
|                 | 5. 自然災害への備えの強化                              | 35 票  |
| 2. 自然との共生       | 1. 生物多様性の保全(自然環境の保全・創出・参加の場提供など)            | 35 票  |
|                 | 2. みどりの保全・創出(空間の緑化、身近なみどりの育成など)             | 49 票  |
|                 | 3. 人と自然のつながりを深めるまちづくり(みどりのネットワーク化、地域参加など)   | 36 票  |
| 3. 資源の循環        | 1. リデュース・リユースの推進(食品ロス削減など)                  | 39 票  |
|                 | 2. 質の高いリサイクルの実現(資源化の推進、プラスチック資源回収など)        | 37 票  |
|                 | 3. 適正なごみ処理の推進(適正な分別・排出の徹底や災害廃棄物対策など)        | 32 票  |
| 4. 快適な環境        | 1. 健康・快適な環境の保全(大気汚染などの公害対策など)               | 39 票  |
|                 | 2. 美しいまちづくり推進(路上喫煙・ポイ捨て防止、受動喫煙対策、清掃・美化活動など) | 53 票  |
| 5. その他          | 1. 区施設の二酸化炭素排出量削減や区職員の意識・行動改革               | 20 票  |
|                 | 2. 環境に関する普及啓発や環境教育の推進                       | 34 票  |
|                 | 3. 環境活動を行う人材の育成及び環境活動の拡大                    | 24 票  |
|                 | 4. 環境に関する連携・協働(区民・事業者・行政、自治体間の連携・協働など)      | 27 票  |
| 合 計             |                                             | 577 票 |

# 本計画の冊子を作成するにあたって カーボン・オフセットを 実施しています。

## カーボン・オフセットとは

日常生活や生産行動のなかでどうしても削減できないCO<sub>2</sub>排出量を、他の場所の排出削減（吸収）量でオフセット（埋め合わせ）することを言います。

### 本計画の冊子300部を作成するためのCO<sub>2</sub>排出量

- |                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| ① 用紙、インキなど原材料の調達・製造のために  | 約 950 kg - CO <sub>2</sub> |
| ② 印刷、製本加工のために            | 約 400 kg - CO <sub>2</sub> |
| ③ 冊子の配送や使用後の廃棄、リサイクルのために | 約 48 kg - CO <sub>2</sub>  |

合計 **1,398 kg - CO<sub>2</sub>**（1部あたり：約 4,659 g - CO<sub>2</sub>）

CO<sub>2</sub>排出権

オフセット後の排出量

**1,398 kg - CO<sub>2</sub> = 0 kg - CO<sub>2</sub>**

日本政府が認証した「被災地域における省エネルギー事業」から創出された排出権を使用

※CO<sub>2</sub>排出量の算出については、日本WPAが運用する「PGG-CLOUD」を使用しています。



# 豊島区環境基本計画

## 2025－2030

令和7(2025)年3月 発行

編集・発行 豊島区環境清掃部環境政策課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1

TEL. 03-3981-1597(直通)

[豊島区ホームページ] <https://www.city.toshima.lg.jp/>



この冊子は環境に配慮し、FSC® 認証材及び管理材料からつくられています。  
印刷に植物油インキを使用し、廃液の排出を少なくした水なし印刷方法を採用しています。